

第25回ガイドライン推進部会 議事概要

出席者) あいおいニッセイ同和損害保険 上原様、イヨビルディング 竹内様、銀泉 山口様、京阪ホールディングス 元持様、太陽生命保険 江原様、東京海上日動火災保険 吉田様、日鉄興和不動産 徳田様、日本土地建物 倉橋様、三井住友海上火災保険 亀井様、三井不動産 金子様 佐々木様、三菱地所 土田様、三菱UFJ銀行 菊池様、(事務局) 日建設計 廣瀬様、創遊計画松原様、竹中工務店 高梨様 大西様 仲村様 滝川様 小林様、大阪ガス 田中、三好、新留、竹内

日 時) 令和2年2月26日(水) 13:00~15:00

場 所) アーバネックス備後町ビル 3階ホール

【配布資料】

- ・御堂筋本町北地区広告・サインに係る地域ルール(地域景観づくり協定)同意取得状況
- ・御堂筋本町北地区広告・サインに係る地域ルール運用までのスケジュール
- ・御堂筋本町北地区広告・サインに係る地域ルール【地域景観づくり協定】
- ・御堂筋本町北地区広告・サインに係る地域ルールマニュアル
- ・御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会設置規程
- ・地域景観づくり協定に基づく協議・審査フロー(案)
- ・認定地域景観づくり協定意見聴取報告書
- ・御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会の委員就任のお願いについて
- ・御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会の委員募集について
- ・エリア防災における災害時対応訓練等の事例紹介
- ・御堂筋周辺地域災害時行動マニュアルの骨子について
- ・御堂筋周辺地域都市再生安全確保計画を軸としたエリア防災の進め方について
- ・ルイ・ヴィトン協賛による道路照明灯エリマネ広告の実施
- ・御堂筋ヒト中心のストリート・キャンペーン活動計画
- ・御堂筋協議会作業部会(2019.12.26) 道路空間を活用した活動イメージ
- ・パークレットの将来形の検討
- ・道路協力団体制度の概要
- ・国土交通省プレスリリース「道路法等の一部を改正する法律案」を閣議決定
- ・彫刻現状・移設 位置図
- ・御堂筋コンテナガーデンリーフレット

【会議内容】

議題1 地域景観づくり協定の今後の進め方

地域景観づくりアドバイザー日建設計 廣瀬部長より、現時点での広告・サインの地域ルール地域景観づくり協定内容やフロー等について、資料に沿ってご説明いただいた。

《意見・質疑》

- 協定に対する同意書は全て土地・建物の所有者名で提出したが、今後、広告サインの審査をお願いする場合もそれに倣うのか。信託所有のビル等のばあいはどうか。
→同意書については所有者名での提出をいただいたが、審査の申請についてはそれに限らない。実質所有している企業や、入居テナント等が申請することも可能である。

議題2 都市再生安全確保計画に伴うエリア防災計画について

創遊計画松原氏より、他地区の災害時対応訓練等の紹介や災害時行動マニュアルについて、資料に沿ってご説明いただいた。

《意見・質疑》

- マニュアル骨子の P7 に災害時連絡体制の主担当、副担当を定めるとあるが、御堂ネット会員の中にはオフィスが御堂筋以外にある方もいる。このような場合は主担当、副担当はどのようにすればよいか。
→主担当は他地域のオフィスであっても所有者になっていたとき、副担当をビル内にいるビル管理者の方になっていたのがよい。
- このようにマニュアルを整備しても、実際の災害時には自社の災害状況に対応することで手一杯で、マニュアルどおりの行動はとれないのではないかと。
→マニュアル骨子の P4 行動理念にあるとおり、「各会員企業等の善意の協力のもとに取り組むもの」であるので、全ての

会員が自社の回復に努める「自助」を最優先し、その上で「共助」についても可能な範囲でできるよう体制整備をしておくのが、本マニュアルの主旨である。

○「共助」で救うのは主に御堂筋を訪れた一般の方が帰宅困難者になった場合を想定しているのか。

→それのみではなく、災害によりビルが使用不能になった会員企業も共助の対象となる。

○マニュアル骨子の P7 の主担当、副担当は OBP の場合は主にどの部署がなっているのか。ビルの管理等であれば総務系の部署がなるのか。

→総務系の部署の方であったり、ビルの管理会社になっていただいていることが多い。

以上